

消防法の一部を改正する法律要綱

第一 目的の改正に関する事項

法の目的に、災害等による傷病者の搬送を適切に行うことを追加すること。（第一条関係）

第二 実施基準の策定に関する事項

一 都道府県は、消防機関による救急業務としての傷病者（第二条第九項に規定する傷病者をいう。以下同じ。）の搬送（以下「傷病者の搬送」という。）及び医療機関による当該傷病者の受入れ（以下「傷病者の受入れ」という。）の迅速かつ適切な実施を図るため、傷病者の搬送及び傷病者の受入れの実施に関する基準（以下「実施基準」という。）を定めなければならないものとする。 （第三十五条の五第一項関係）

二 実施基準においては、都道府県の区域又は医療を提供する体制の状況を考慮して都道府県の区域を分けて定める区域ごとに、次に掲げる事項を定めるものとする。 （第三十五条の五第二項関係）

1 傷病者の心身等の状況（以下「傷病者の状況」という。）に応じた適切な医療の提供が行われることを確保するために医療機関を分類する基準

- 2 1に掲げる基準に基づき分類された医療機関の区分及び当該区分に該当する医療機関の名称
- 3 消防機関が傷病者の状況を確認するための基準
- 4 消防機関が傷病者の搬送を行おうとする医療機関を選定するための基準
- 5 消防機関が傷病者の搬送を行おうとする医療機関に対し傷病者の状況を伝達するための基準
- 6 4及び5に掲げるもののほか、傷病者の受入れに関する消防機関と医療機関との間の合意を形成するための基準その他傷病者の受入れを行う医療機関の確保に資する事項
- 7 1から6に掲げるもののほか、傷病者の搬送及び傷病者の受入れの実施に関し都道府県が必要と認める事項

三 実施基準は、医学的知見に基づき、かつ、医療法（昭和二十三年法律第二百五号）第三十条の四第一項に規定する医療計画との調和が保たれるように定められなければならないものとする。 （第三十五条の五第三項関係）

四 都道府県は、実施基準を定めるときは、あらかじめ、第五に規定する協議会の意見を聴かなければならないものとする。 （第三十五条の五第四項関係）

五 都道府県は、実施基準を定めたときは、遅滞なく、その内容を公表しなければならないものとする
こと。(第三十五条の五第五項関係)

第三 総務大臣及び厚生労働大臣の援助に関する事項

総務大臣及び厚生労働大臣は、都道府県に対し、実施基準の策定又は変更に関し、必要な情報の提
供、助言その他の援助を行うものとする。 (第三十五条の六関係)

第四 実施基準の遵守等に関する事項

一 消防機関は、傷病者の搬送に当たっては、実施基準を遵守しなければならないものとする。
(第三十五条の七第一項関係)

二 医療機関は、傷病者の受入れに当たっては、実施基準を尊重するよう努めるものとする。(第
三十五条の七第二項関係)

第五 実施基準に関する協議等を行うための協議会に関する事項

一 都道府県は、実施基準に関する協議並びに実施基準に基づく傷病者の搬送及び傷病者の受入れの実
施に係る連絡調整を行うための協議会(以下「協議会」という。)を組織するものとする。(第

三十五條の八第一項關係)

二 協議会は、次に掲げる者をもつて構成するものとする。 (第三十五條の八第二項關係)

1 消防機關の職員

2 医療機關の管理者又はその指定する医師

3 診療に関する学識経験者の団体の推薦する者

4 都道府県の職員

5 学識経験者その他の都道府県が必要と認める者

三 協議会は、必要があると認めるときは、關係行政機關に対し、資料の提供、意見の表明、説明その他の協力を求めることができるものとする。 (第三十五條の八第三項關係)

四 協議会は、都道府県知事に対し、実施基準並びに傷病者の搬送及び傷病者の受入れの実施に關し必要な事項について意見を述べることができるものとする。 (第三十五條の八第四項關係)

第六 その他

その他所要の規定の整備を行うこと。

第七 施行期日等

一 この法律の施行期日について定めること。(附則第一条関係)

二 消防組織法(昭和二十二年法律第二百二十六号)について所要の改正を行うこと。(附則第二条

関係)